

奈良県風しん抗体検査実施要綱

第1 目的

この事業は、先天性風しん症候群の発生を防ぐために、希望者が医療機関において風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備し、風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は、奈良県とする。

第3 対象者

対象者は、医療機関において風しん抗体検査を希望する奈良県在住の者（奈良市在住の者を除く。）のうち、初めて妊娠を希望する女性（平成2年4月1日以前生まれ）又は妊娠を希望する女性の配偶者（婚姻の届出をせず、事実上婚姻関係と同様の者を含む。また平成2年4月1日以前生まれかつ昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれではないこと。）とする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 過去に風しん抗体検査を受けたことがある者
- (2) 明らかに風しんの予防接種歴がある者（※1回以上）
- (3) 検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある者

- 2 この事業による風しん抗体検査の受検を希望する者は、検査内容が奈良県に提出され、奈良県の風しん対策に活用されることに同意するものとする。

第4 検査機関

検査を実施する検査機関は、次に掲げる要件の全てを満たす医療機関（以下「受託医療機関」という。）とする。

- (1) 奈良県内（奈良市を除く）に事業所等を有する医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

第5 検査の実施方法等

- (1) 検査の申込み

この事業による風しん抗体検査の受検を希望する者（以下「受検希望者」という。）は、奈良県風しん抗体検査申込書（別記様式1）（以下「申込書」という。）を奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課（以下「県」という。）へ、住所及び年齢を証明する書類等と共に郵送する。

また、来所の場合は、県保健所に同様の書類を持参し申込む。

（2）受診票の交付

県及び県保健所は受検希望者が第3の対象者であることを確認したら、「奈良県風しん抗体検査受診票」（別記様式2～5）（以下「受診票」という。）を交付する。受診票を交付された受検希望者は第4の受託医療機関に電話等で申込む。

（3）検査の実施

受託医療機関は、受検希望者（以下「受検者」という。）に対し、HI法による抗体検査を行うものとし、採血日と検査結果の告知日が異なる場合には、採血後に検査控えとして別記様式2を受検者に交付する。

（4）検査結果

検査を実施した受託医療機関は、検査結果を別記様式5により受検者に告知するとともに、受診票（別記様式3）に請求書（別記様式6）・実績報告書（別記様式7）を添付して検査日の翌月10日までに県に報告するものとする。

なお、検査結果の基準は、平成26年2月25日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「予防接種が推奨される風しん抗体価について」によるものとし、受託医療機関は、別記様式4を控えとして保存する。

（5）検査費用

この事業による検査費用は全額県が負担し、委託契約に基づき、県が受託医療機関に支払うものとする。受検者に対し費用負担は求めない。

第6 関係資料の保存

この事業に係る受検者に係る関係資料は、受託医療機関及び県において、5年間保存する。

第7 留意事項

この事業に関係する者は、受検者のプライバシー及び人権の保護に十分配慮して、業務を遂行するものとする。

第8 その他

この要綱に定めのない事項については、県、県医師会及び受託医療機関が協議し、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年6月18日より施行する。

この実施要綱の一部改正は、令和3年7月7日より施行する。